

改正クリーンウッド法における
合法性の確認（デュー・デリジェンス）手引き

令和6年9月

林野庁

目次

【はじめに／本手引きの目的】	1
【解説編】	2
1 違法伐採問題を取り巻く状況.....	2
1.1 違法伐採が引き起こす問題.....	2
1.2 世界的な違法伐採対策の潮流.....	2
1.3 我が国の状況.....	3
2 木材・木材製品の合法性の確認の意義	5
2.1 「デュー・デリジェンス (DD)」の広がり事業者のためのリスク管理	5
2.2 リスクベースアプローチによる合法性の確認	7
【実務編】	9
1 本手引きの考え方	9
1.1 効果的で効率的な「リスクベースアプローチ」による合法性の確認 (DD)	9
1.2 合法性の確認等の対象となる事業.....	10
1.3 対象物品.....	15
2 第一種木材関連事業者が取り組むべき措置について	19
2.1 体制の整備	19
2.2 リスクの低い取引相手の選定	19
2.3 違法伐採木材を譲受けた場合の措置	19
2.4 消費者への合法性に関する情報伝達	20
2.5 その他有効と考えられる措置	20
3 木材・木材製品の譲受け等から次の譲渡しまでの流れ.....	20
3.1 手順1-1：原材料情報の収集等.....	21
3.2 手順1-2：その他の情報の収集等	21
3.3 手順2：合法性の確認.....	21
3.4 手順3：記録の作成・保存.....	21
3.5 手順4：譲渡しを行う相手方への情報の伝達	22
4 手順1-1：原材料情報の収集等<チェックリスト1-1参照>	24
5 手順1-2：その他の収集等を検討すべき事項<チェックリスト1-2参照> ..	31
6 手順2：合法性の確認<チェックリスト2参照>	36
6.1 情報の確認	36
6.2 違法伐採リスクの評価.....	36
6.3 合法性確認木材等であるかの判断.....	42

【はじめに／本手引きの目的】

平成 28（2016）年に制定された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号。以下、「クリーンウッド法」という。）」は、我が国又は伐採国の法令に適合して伐採された木材・木材製品（以下、「合法伐採木材等」という。）の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境の保全に資することを目的としています。令和 7（2025）年 4 月 1 日の改正法の施行により、改正後のクリーンウッド法では、国内で一番始めに木材・木材製品を手にする川上・水際の木材関連事業者が木材・木材製品を譲受け又は譲渡しの受託（以下、「譲受け等」という。）する場合に、原材料情報を収集し、その木材・木材製品が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかを確認（以下、「合法性の確認」という。）をすること等が義務付けされています。

合法性の確認の方法については、法令に加え通知などで示していますが、その背景にあるデュー・デリジェンス（以下、「DD」という。）の考え方を含め、クリーンウッド法の考え方やなすべきことを事業者や関係者の皆様に理解いただくことが重要と考えます。

自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展がはかれる世の中とするためには、クリーンウッド法をより多くの事業者が理解し、合法伐採木材等の利用が促進されることが重要です。このため、事業者が木材・木材製品の合法性の確認をより円滑に行うため、改正法を踏まえた手引きを作成することとしました。本手引きの特徴は、2 点あります。1 つめは、様々な通知等を 1 つにまとめ、できる限り他の資料を参照せずに利用できるよう工夫していることです。2 つめは、解説編 2.1 節で詳しく述べますが、合法性の確認を効率的かつ効果的に行うために、リスクベースアプローチを取り入れていることです。本手引きをそれぞれの事業者の状況や目的に合わせて活用し、合法性の確認の手法を確かなものとすることや既に合法性の確認を行ってきた事業者においてはより精緻な確認へレベルアップすることなどにつなげていただきたいと考えています。

【解説編】

1 違法伐採問題を取り巻く状況

1.1 違法伐採が引き起こす問題

違法伐採とは、法令に反して行われる伐採のことですが、なぜ違法伐採が問題なのでしょう。第一に、森林の持つ機能に負の影響を与えることが挙げられます。森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止（気候変動の緩和）、文化の形成、木材・木材製品の物質生産等の多面的機能を有しており、多くの国ではその機能を維持するために、伐採の方法等が法令によって制限されています。しかし違法な伐採が行われるとこれらの機能が過度に失われ、災害の原因となったり、回復不能になったりする可能性があり、地域及び地球環境の保全に支障が生じる恐れがあります。第二に、違法な伐採によって生産された木材（以下、「違法伐採木材」という。）は適正なコストを支払わないため不当に価格競争力が高く、健全な林業・木材産業の発展に支障となる可能性があることが挙げられます。このように、違法伐採は様々な負の影響をもたらす可能性があるため、違法伐採木材の流通の対策をしっかりと進めることが重要です。

1.2 世界的な違法伐採対策の潮流

1990年代以降、違法伐採対策についての国際的な議論が進み、我が国もこれに貢献してきました。平成10（1998）年のG8バーミンガムサミットでG8森林行動計画が合意され、主要な木材消費国を中心とした違法伐採対策の取組が本格化しました。あわせて、東アジア、アフリカ、欧州及び北アジアなどの各地域で、「森林法の施行と統治（Forest Law Enforcement and Governance、略称：FLEG）に関する閣僚会議」が開催され、合法的に伐採された木材の市場取引を促進すること等も合意されました。平成17（2005）年のG8グレンイーグルズサミットにおいては、各国が政府調達、貿易規制、木材生産国支援などの具体的行動に取り組むという、グレンイーグルズ行動計画が合意されました。平成20（2008）年のG8洞爺湖サミットにおける首脳宣言では、違法伐採及び関連取引抑制の緊急の必要性が明記され、平成28（2016）年のG7伊勢志摩サミットにおける首脳宣言でも、違法伐採の根絶への共同対応が含まれました。また、平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、略称：SDGs）」においては、「陸の豊かさを守ろう」（目標15）や「つくる責任つかう責任」（目標12）が掲げられ、違法伐採対策はこれらの目標を達成するための重要な課題となっています。

これらの国際的な議論を踏まえ、各国・地域において違法伐採対策の法制化等の取組が進められてきました。平成15（2003）年に森林法の施行・ガバナンス・貿易（Forest

Law Enforcement, Governance and Trade、略称：FLEGT)に関する EU 行動計画が策定され、その後、米国レイシー法改正（平成 20（2008）年）、EU 木材規則制定（平成 22（2010）年）、オーストラリア違法伐採禁止法制定（平成 24（2012）年）、韓国木材の持続可能な利用に関する法律改正（平成 29（2017）年）、中国森林法改正（令和元（2019）年）と、各国において違法伐採木材の流通や取扱いに対する法令等の整備が進んでいます。このような世界の状況の中、我が国においても事業者が取り扱う木材が違法伐採木材である可能性が低いことを確認することは、木材産業の振興や木材利用の促進について、今後も引き続き社会的な応援を得ていく上で、いっそう重要性を増していると言えます。

また、近年、違法伐採に関する国際的議論において、伐採の違法性だけでなく、伐採が森林減少・劣化に寄与するかどうかについても検討すべきとの考え方も注目されています¹。また、木材・木材製品に加え、牛肉や皮革、パーム油、大豆、カカオ、コーヒーなど、農地拡大のための森林減少が顕著となっている農産物に対象を拡大する議論も起きています。令和 3（2021）年の気候変動枠組条約締結国会議第 26 回締結国会議（COP26）では、2030 年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、さらにその状況を好転させることを目標とする「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が発表され、我が国もこれに署名しました。また EU では、令和 5（2023）年 6 月に EUDR（森林減少フリー規則）が制定され、森林減少リスクの高い商品（牛、カカオ、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆、木材及びこれらの加工品等）に関し、2020 年末以降の森林減少を伴わずに生産されたことの確認が義務付けられました。

1.3 我が国の状況

1.3.1 森林・林業・木材産業に対する注目の高まり

我が国では、戦後植林した森林が本格的な主伐期を迎え、木材生産活動が活発になっています。我が国の林業・木材産業は、長期にわたり木材価格の下落等の厳しい状況が続いてきましたが、近年、国産材の生産量・利用量の増加、木材自給率の上昇、輸出の拡大等の傾向が見られ、その活力を回復させつつあり、この結果、林業産出額や従事者給与の増加などの成果にもつながってきています。他方、地球温暖化やそれに伴う豪雨の増加等による山地災害等への対策として、森林が有する多面的機能に期待が集まっており、それらの機能が維持・発揮されるような木材生産の重要性が高

¹ OECD と FAO においても、2023 年 7 月に共同で「農業サプライチェーンにおける森林減少デューデリジェンスに関するハンドブック」を作成

<https://www.oecd.org/publications/oecd-fao-business-handbook-on-deforestation-and-due-diligence-in-agricultural-supply-chains-c0d4bca7-en.htm>

まっています。

また、政府としても令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」の実現を令和 2（2020）年から目指しており、令和 3（2021）年 6 月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくこととしています。建築・建設分野においても、令和 3（2021）年に改正された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（通称：都市（まち）の木造化推進法、旧法律名：公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律）」等によって、建築物における木材利用の拡大が推進されています。

1.3.2 これまでの違法伐採対策

我が国は、国際的な取組として、熱帯林の持続可能な経営を促進し、合法的な伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易を発展させるため、木材生産国と木材消費国との間の国際協力を促進する目的で昭和 61（1986）年に設立された国際熱帯木材機関（ITTO）を横浜に誘致し、その活動を支援してきた他、平成 15（2003）年に日本とインドネシアの二国間協力の枠組みにおいて「日インドネシア違法伐採対策協力行動計画」を策定するなど、木材生産国における違法伐採対策の支援を実施してきました。

国内に向けては、平成 12（2000）年に、循環型社会の形成のために、国等の公的機関が率先して環境負荷低減に資する製品等の調達を推進すること等を定めた「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）」が制定されました。平成 18（2006）年にグリーン購入法の基本方針が見直され、木材や木材製品が調達の対象に追加されるとともに、「原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること」とされました。それに伴い、木材・木材製品の供給者が合法性・持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項を取りまとめた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18（2006）年。以下、「林野庁ガイドライン」という。）」が定められました。林野庁ガイドラインの普及により、政府調達だけでなく、民間取引においても多くの事業者が林野庁ガイドラインに基づき合法性を証明した木材を供給・利用できる体制が広まりました。

そのような中、合法的に伐採された木材及びその製品の流通及び利用をさらに促進するため、平成 28（2016）年にクリーンウッド法が制定されました。クリーンウッド

法では、制度の対象範囲について政府調達に限らず民間取引にも拡大されるとともに、すべての事業者に対して、木材・木材製品を利用する場合には合法伐採木材等を利用することが努力義務として定められました。また、森林・林業・木材産業関連事業者のみならず、建設事業者と木質バイオマス発電の FIT・FIP 認定事業者を含めて「木材関連事業者」として位置づけ、木材関連事業者に対して、木材・木材製品の取扱いに当たっては合法性確認等を行うことが努力義務として求められています。加えて、合法性確認等を確実にを行う木材関連事業者について第三者機関による登録制度を設け、合法伐採木材等の流通と利用を促進してきました。

こうした取組を進めてきた中、クリーンウッド法施行から5年後の見直しにおいて、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量が我が国の木材総需要量の約4割であること、G7 関連会合や APEC 林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられたこと等、更なる取組の強化が必要とされたことから、政府内で検討を進め、令和5（2023）年に改正クリーンウッド法が公布されました。

改正クリーンウッド法の主な内容は、以下3点になります。

1. 川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材・木材製品の譲受け等をする場合に、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を義務付けました。

2. 素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

1で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、「素材生産販売事業者」と位置付けられる森林を伐採し販売等をする事業者に対し、木材関連事業者からの求めに応じた伐採造林届出書等の情報提供を行うことを義務付けました。

3. 小売事業者の木材関連事業者への追加

合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録を受けることができるよう措置しました。

令和7（2025）年4月1日の改正クリーンウッド法の施行に向けて事業者は必要な準備を行うことが重要です。

2 木材・木材製品の合法性の確認の意義

2.1 「デュー・デリジェンス（DD）」の広がり事業者のためのリスク管理

クリーンウッド法では、川上・水際の木材関連事業者に対し、利用する木材・木材

製品の調達に当たって合法性の確認をすることが求められていますが、その確認に際しては「DD」の考え方が取り入れられています。「DD」とは、「企業／事業者が果たすべき注意義務」や「要求される相当の注意」のように訳されることが多く、「自らの事業、サプライチェーン及びその他のビジネス上の関係における、実際の及び潜在的な負の影響（リスク）を企業が特定し、防止し、軽減するとともに、これら負の影響へどのように対処するかについて説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセス」²であるとされています。元々はビジネスにおける証券取引や企業買収等の際の信用調査等に用いられてきた概念ですが、経済活動のグローバル化が進む中で、事業者が原材料の原産地の環境や人権等に対して適切に配慮することが求められるようになったことに伴って、様々な分野に考え方が広がっています。違法伐採対策の分野においても、我が国のクリーンウッド法だけでなく、多くの国の制度に DD の考え方が導入されています。

事業者が「リスク」という言葉に注目するとき、多くの場合、主に「事業者自体に対して」悪影響を及ぼす可能性である「経営リスク」ととらえます。例えば、自社製品の販売先の喪失等の操業上のリスク、投資先としての評価の降格や投資候補先からの除外・投資引き揚げの検討対象化等の金融や市場におけるリスク、企業イメージの低下等の社会評価のリスク（企業イメージの低下は人材獲得における支障等の操業上のリスク等をもたらす可能性もあります）等が挙げられ、事業者が事業を継続するためには、これらの経営リスクを適切に管理することが重要とされます。一方、DD は、環境や社会等の「事業者の外側に対して」、事業者（及び関係者）が原因等となって悪影響を及ぼす可能性（リスク）を管理するに当たって重要とされます。これら2つのリスクのとらえ方は、一見すると異なるように思えます。しかし、事業者の外側に対するリスクを効果的に防止・緩和することは、社会に対する積極的な貢献を最大化し、関係者との関係を向上させ、事業者の信用を守ることにつながることから、経営リスクの管理と密接不可分な関係であると言えます。それだけでなく、DDはその特性上、関係者とのコミュニケーションや、市場や業界等での情報収集が必要となることから、自社の事業運営の課題把握や管理強化、コスト削減の機会の特定、市場や調達先についての理解向上等にもつながるため、さらなる企業価値の向上に寄与する取組でもあります。

DD はリスク管理の考え方に基づく取組ですので、実施に当たって、想定されるあらゆるリスクに対して画一的に手間や費用をかけて対策することは効率的でない上に、あまり現実的とも言えないことを踏まえ、リスクの内容や所在を特定し、特定さ

² OECD（外務省訳）. 2018. 責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイドランス. p15

れたリスクの深刻性や発生頻度等からその大きさを評価し、リスクの大きさに応じた優先順位付けや対策の措置が必要であるとされています。この考え方を「リスクベースアプローチ」と言います。この際、リスクは、自社の状況、取引の相手や内容、社会環境の変化等によって変動するという性質があることに注意が必要です。

DDの取組は、ある特定の課題を解決するために行うのではなく、悪影響を及ぼす可能性の管理のために実施するものです。そのため、一度実施したら終わりというのではなく、繰り返し実施し、その都度、有効であったもの・なかったものの分析等、実施によって得られた知見を取り込み、継続的な改善や精度の向上を目指すことが重要であるとされています。また、取組実施に当たっての考え方や結果を記録し、必要に応じて開示するなど、いざというときに説明できる体制を整えておくことも重要とされています。

ここまでの解説から、違法伐採対策におけるDDは、実施が困難であったり、専門の人員を配属できるような大企業向けの取組であるように感じられたりするかもしれませんが、DDは、自社が及ぼす影響の範囲や人的資源・財源といった事業者の状況に適合させて実施することが重要です。中小企業においても、まずは可能なことから取り組み、DDの継続を通じて徐々に精度を向上させていくことができます。なお、これまでDDという考え方を意識しなかったとしても、既に取り組んでいる事業者も多いと考えられます。例えば、通常の商取引において新規取引先を検討する場合、相手方がどのような事業者であるか情報収集等を行うことは一般的と考えられますが、このような対応もDDに該当します。DDの第一歩として、既に実施している活動について、DDの取組に該当するものを洗い出すことも有効と考えられます。

2.2 リスクベースアプローチによる合法性の確認

2.1節で述べたように、DDの考え方は違法伐採対策においても世界的に主流となっており、それは我が国のクリーンウッド法も同様です。違法伐採対策におけるDDでは、「違法伐採リスク」をどのように管理するのが重要となります。

「違法伐採リスク」とは、「譲受けた木材・木材製品が違法伐採木材等に該当する蓋然性の高さ」であり、木材関連事業者の視点からは「違法伐採木材等を取り扱ってしまう可能性」を指します。違法伐採木材等を取り扱ってしまうと、当該事業者は、1.1節で述べたような違法伐採による環境や社会への悪影響を引き起こす要因となってしまいます。それが意図的な場合はもちろんのこと、意図的でなかったとしても、違法伐採リスク管理に対する適切なDDを実施していないと社会的にとらえられるおそれがあり、それに伴い、様々な経営リスクが生じることとなります。例えば、ある木材製品を生産している事業者が、違法伐採リスクを確認せずに木材を調達した場合、

- ・違法伐採木材を含んだ製品を生産するリスク
- ・自社が規定する環境物品調達方針等に抵触するリスク
- ・調達予定だった木材と異なる木材を利用することで、加工機械等が壊れるリスク
- ・調達予定だった木材と異なる木材を利用することで、自社のカタログ等と異なる製品を生産するリスク
- ・これらに伴い、取引先や投資企業、需要者等の社会的信用を失うリスク

等の経営リスクを誘引する可能性があります。一方で、違法伐採リスクの確認を適切に行えば、企業価値の向上が期待できます。

このため、譲受けた木材・木材製品の合法性の確認を適切に実施することが重要です。この際、その木材・木材製品が違法伐採に該当する蓋然性が高いかどうかを明らかにするためには、伐採に関する我が国や伐採地域の多岐に渡る法令やその施行状況を確認する必要がありますが、それはおよそ現実的ではありません。そのため、リスクベースアプローチの考え方に基づく DD によって、木材・木材製品の違法伐採リスクを確認し、リスクが無視できるレベルに小さい木材・木材製品は違法伐採でない木材等に該当する蓋然性が高い木材等（以下、「合法性確認木材等」という。）であると判断して取り扱い、リスクの大きいと思われる木材・木材製品は詳細な調査を行ったりする等、リスクの大きさに応じた対応を取ることが重要です。

このことを踏まえ、本手引きの「実務編」では、リスクベースアプローチに基づく木材・木材製品の合法性の確認（DD）の手法を示します。

【実務編】

1 本手引きの考え方

1.1 効果的で効率的な「リスクベースアプローチ」による合法性の確認（DD）

クリーンウッド法では、国内の木材市場において最初に木材・木材製品を譲受ける川上・水際の木材関連事業を「第一種木材関連事業」と位置付け、有償・無償に関わらず譲受けた木材・木材製品に対して原材料情報の収集又は整理（以下、「収集等」という。）や合法性の確認等を行うことを求めています。しかし、取り扱う木材・木材製品の種類や調達先などにより、違法伐採のリスクは大きく異なります。例えば、丸太であっても国産材と輸入材ではリスクが異なると考えられます。また、集成材のような原材料となる樹種の種類が比較的少ない物品は樹種の確認が比較的容易であり、家具のような構成している部材の樹種が多くなる物品は樹種を把握することが比較的容易でないと考えられ、これらの物品ではリスクが異なると考えられます。仮に、これら様々な木材・木材製品それぞれのリスクの高低を考慮せずに、同じ手法で合法性の確認を行うと、事業者にとって過度な負担となる場合や、リスクが高い木材・木材製品に対して不十分な合法性の確認となってしまう場合があります。

このため合法性の確認を実施するに当たっては、取り扱う物品の原材料となる樹木に対する違法伐採リスクに応じて効果的かつ効率的に行うことが重要です。本手引きでは、このような考え方に基づき、事業者が取り扱う木材・木材製品の違法伐採リスクを「見える化」し、違法伐採リスクに応じた合法性の確認を行う「リスクベースアプローチ」の手法を解説しています。具体的には、合法性の確認も含めた違法伐採リスクへの適切な対応に関するフローチャートや、事業者が合法性の確認に当たって収集等すべき情報及びその情報について確認すべき事項等に関するチェックリストなどを示すとともに、それらの活用方法を解説しています。本手引きを用いることで、クリーンウッド法に基づいた木材・木材製品の違法伐採リスクを確認できるようになっています。

確認の結果、違法伐採リスクが無視できるレベルであると判断された場合は、合法性確認木材等として流通させることができます。その一方で、違法伐採リスクが無視できないレベルであると判断された木材・木材製品については、合法性確認木材等でない木材等として流通させなければなりません。

解説編 2.1 節で述べたとおり、合法性の確認の規模や範囲は、事業者の規模や事業の状況、事業形態等に影響を受けるため、合法性の確認の難易度は事業者によって異なります。また、違法伐採リスクについても、国内外の情勢や取引相手の状況等、様々な要因によって変化するものです。そのため、合法性の確認は、単発的な違法伐採リスクへの対処を目的とした臨時的・随時的な活動ではなく、リスクの影響・発生を回

避するために実施される「日常的・継続的な活動」であるべきとされています。これらのことから、合法性の確認においては、取り組みながら PDCA サイクルを回して質を高めていくことが重要です。その取組に係る記録を残し、有効であったもの・なかったもの等の知見を蓄積するとともに、これらの情報を次の取引に活かしていくことで、合法性の確認の効果や効率性をいっそう向上させることができます。

1.2 合法性の確認等の対象となる事業

クリーンウッド法では、第一種木材関連事業を行った場合に、その事業で譲受けた木材・木材製品に対して、原材料情報の収集等や合法性の確認等を求めています。まず、「木材関連事業」とは、以下の事業のことをいい、これらの事業を行う者を「木材関連事業者」といいます。

- ①木材・木材製品の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業
- ②素材生産販売事業者から委託を受けて素材³を販売する事業
- ③木材・木材製品を使用して建築物等を建設する事業
- ④木質バイオマス発電についての FIT・FIP 認定事業

その事業の中で、「第一種木材関連事業」とは、国内の木材流通の最上流にあたる事業であり、

- A. 素材生産販売事業者⁴からの素材の譲受け等
- B. 海外の事業者からの木材・木材製品の譲受け等
- C. 自分で所有する樹木や委託を受けて伐採した樹木からの素材の加工

をする事業のことをいいます。なお、それ以外の木材関連事業を「第二種木材関連事業」といいます。

具体的な木材関連事業者の例としては、製材工場や合単板工場、木材市場等の木材産業関連事業者や家具事業者、製紙事業者、輸出入事業者、建築・建設事業者、木質バイオマス発電を行う FIT・FIP 認定事業者等が挙げられます。

その中でも、「第一種木材関連事業者」として、原木市場、素材生産販売事業者から直送で調達する製材工場、輸入事業者等、「第二種木材関連事業者」として、第一種木材関連事業を行う事業者から木材・木材製品を調達して行う集成材工場やプレカット工場、製紙工場、建築・建設事業者等が該当します。

³ クリーンウッド法においては丸太（枝葉、根株等を含む）を指します。

⁴ 法第2条第3項に規定する「自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売又は販売の委託をする事業を行う者」のことをいう。当該素材の生産及び流通について、譲渡し先や譲渡しの方法を主体的に決定する者が該当するもので、伐採のみの委託を受けている者などは、該当しない。

一方、自家発電やバイオマスボイラーによる熱利用を行う者、クリーンウッド法に規定する木材・木材製品を譲り受けて、木材・木材製品以外のものの製造や加工をする事業のみを行っている者、自家消費者のような木材・木材製品の流通を行わず、自ら消費している者（例えば、木製家具等を使用する飲食店やホテル、学校等）等は木材関連事業者に含まれません。

【法第2条第4項】

この法律において「木材関連事業者」とは、次に掲げる事業を行う者をいう。

- 一 木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の販売を除く。）をする事業
- 二 素材生産販売事業者から委託を受けて素材の販売をする事業
- 三 木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業
- 四 前三号に掲げるもののほか、木材等を利用する事業であって主務省令で定めるもの

【施行規則第1条】

この省令において使用する用語は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 第一種木材関連事業 法第二条第四項に規定する木材関連事業者が行う事業のうち、法第六条第一項各号に掲げる行為をするものをいう。
- 二 第二種木材関連事業 法第二条第四項に規定する木材関連事業者が行う事業のうち、第一種木材関連事業以外のものをいう。

【施行規則第3条】

法第二条第四項第四号の主務省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定事業者が行う木質バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木に由来するものをいう。）を変換して得られる電気を電気事業者（同条第四項に規定する電気事業者をいう。）に供給する事業
- 二 木材等（法第二条第一項に規定する木材を除く。）を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業

【法第6条第1項】

木材関連事業者は、その事業として次の各号に掲げる行為をするときは、当該各号に規定する木材等について、その原材料情報の収集又は整理をし、当該原材料情報を踏まえ、主務省令で定めるところにより、当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いかどうかについての確認（以下「合法性の確認」という。）をしなければならない。

- 一 素材生産販売事業者からの素材（既に合法性の確認がされた素材であることが第八条又は第十三条第一項第五号の規定により伝達された情報により明らかであるものを除く。第九条において同じ。）の譲受け又は譲渡しの受託
- 二 外国において本邦に輸出される木材等の譲渡しをする事業を営む者からの木材等の譲受け又は譲渡しの受託
- 三 自ら所有する樹木又は樹木の所有者から委託を受けて伐採した樹木を材料として生産した素材の加工

なお、同一の加工・流通事業であっても、木材・木材製品の調達先等によって、第一種木材関連事業か第二種木材関連事業のどちらに該当するかが変わり得るほか、同一の事業者で第一種木材関連事業と第二種木材関連事業の両方を行っている場合もあるため、注意が必要です。

【第一種木材関連事業と第二種木材関連事業の考え方の具体例】

（例1）製材工場の場合

- ① 材料となる丸太の全量を直接素材生産販売事業者から購入している場合は、当該工場は第一種木材関連事業に該当
- ② 材料となる丸太の全量を原木市場や輸入事業者から購入している場合は、当該工場は第二種木材関連事業に該当
- ③ 材料を①と②の両方の方法で調達している場合は、①の丸太が原料→第一種、②の丸太が原料→第二種とそれぞれに該当

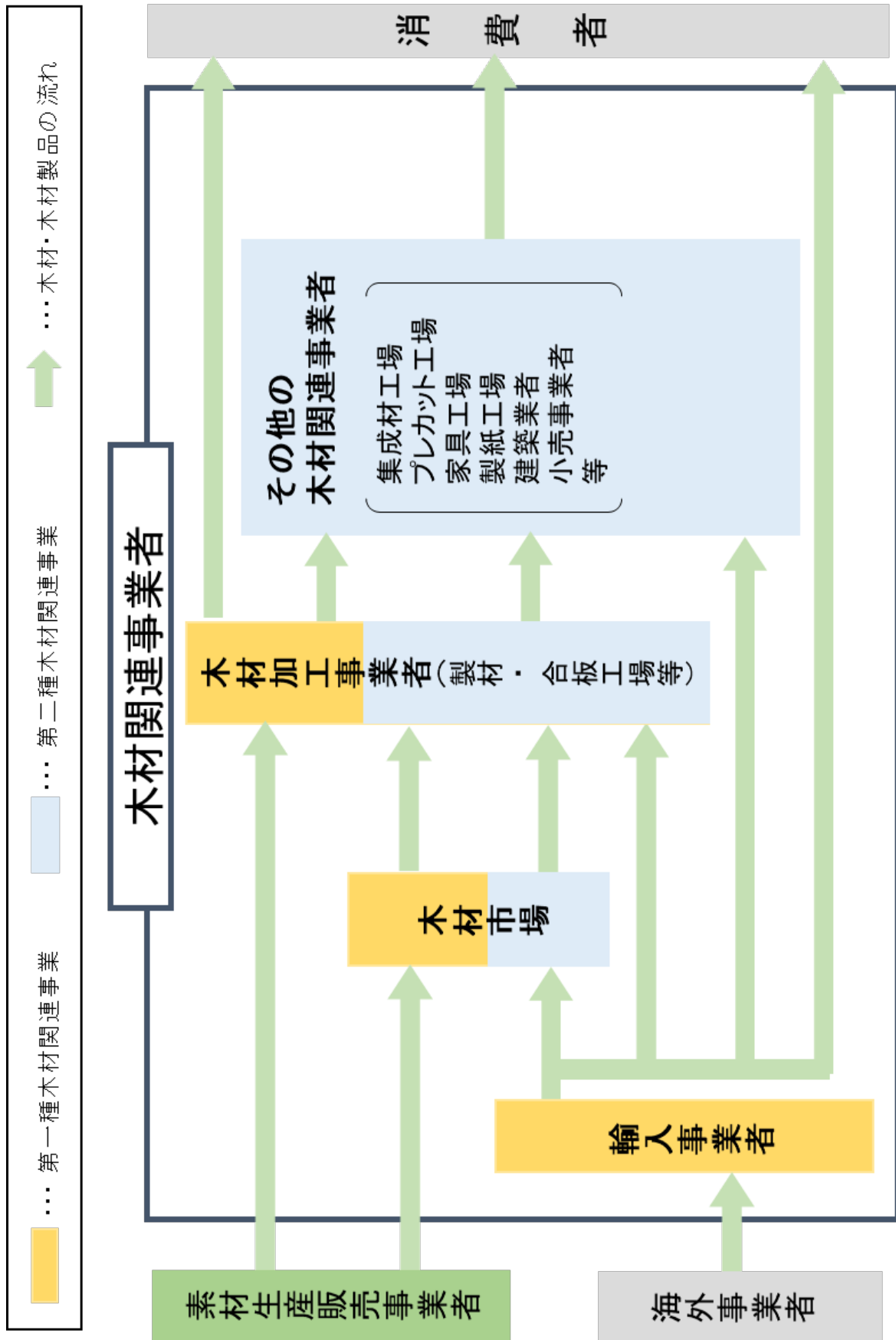
（例2）集成材工場の場合

- ① 材料となる丸太の全量を直接素材生産販売事業者から購入し、ラミナ加工から集成材の製造まで一貫して行っている場合は、第一種木材関連事業に該当
- ② ラミナ加工は行っておらず、ラミナの全量を市場や輸入事業者から購入し、集成材を製造している場合、第二種木材関連事業に該当
- ③ 材料を①と②の両方の方法で調達している場合は、①の丸太が原料→第一種、②のラミナが第二種とそれぞれに該当

(例3) 製紙・紙加工業の場合

- ① 原料（パルプ・チップ等）を全量自社輸入し、製紙している場合は、第一種木材関連事業に該当
- ② 原料の全量を、商社を介して輸入している場合は、第二種木材関連事業に該当
- ③ 原料について、①に加えて、国内生産されたチップを市場から購入している場合は、①が原料→第一種、市場から購入したチップが原料→第二種とそれぞれに該当

図 1 木材・木材製品の流れと木材関連事業者の区分



1.3 対象物品

クリーンウッド法では、木材及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品を対象として「木材等」と総称しています⁵。クリーンウッド法が対象とする「木材等」の詳細を表1に示します。木材を使用していれば全てが対象となるわけではないこと、物品としては対象であったとしても、いわゆるリサイクル品、プレコンシューマー品、一度廃棄されたものは対象ではないことに注意が必要です。

1.2 節で述べたとおり、第一種木材関連事業は、主として素材生産販売事業者から素材を譲受けて行う事業又は木材・木材製品を輸入する事業であり、第一種木材関連事業が取り扱う木材・木材製品は、国産材については素材のみが該当します。輸入材については表1の全ての物品が該当します。

【法第2条第1項】

この法律において「木材等」とは、木材（素材を含み、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするものを除く。以下この条において同じ。）及び木材を加工し、又は主たる原料として製造した家具、紙等の物品であって主務省令で定めるもの（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものを除く。）をいう。

【基本方針一－2】

木材には、次に掲げるものが該当する。

- (1) 素材
- (2) 板材、角材及び円柱材
- (3) 単板、突き板及び構造用パネル
- (4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等）
- (5) のこくず・木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない。）、チップ、小片

【施行規則第2条】

法第二条第一項及び第二項の主務省令で定める物品は、次に掲げるものとする。

- 一 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの
- 二 木材パルプ
- 三 コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗

⁵ 本手引きにおいては引き続き「木材・木材製品」と表現します。

工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及び
トイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの

四 フローリングのうち、基材に木材を使用したもの

五 木質系セメント板

六 サイディングボードのうち、木材を使用したもの

七 戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を
使用したものに限る。）

八 前各号に掲げる物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以
後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材
又は木材パルプを使用したもの

表1 クリーンウッド法における木材・木材製品

	項目	解説 ⁶
木材	(1) 素材	丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む。
	(2) 板材、角材及び円柱材	縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるもの。 化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたもの、また、たいこ材等を含む。
	(3) 単板、突き板及び構造用パネル	合板用単板、これに類する積層材用単板その他の縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸剥ぎしたもので、厚さが6ミリメートル以下のもの。 構造用パネルは、JASに規定する、いわゆる配向性ストランドボード（OSB）のこと。
	(4) (2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの（合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等）	(2)や(3)等を原料に製造した合板やこれに類する積層材のこと。単板積層材、集成材、CLTなど。 接着等には接合も含むため、DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む。
	(5) のこくず・木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない。）、チップ、小片	端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む。
木材製品	(1) 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの	「主たる部材」とは、家具を構成する部材の中で主要なものを指し、椅子の座面、机の天板、棚の支柱等が該当。
	(2) 木材パルプ	
	(3) コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工	

⁶ 木材製品については「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン（経済産業省、林野庁、国土交通省 令和6年6月28日）<
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/pdf/guideline.pdf>

	紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの	
	(4) フローリングのうち、基材に木材を使用したもの	「基材」とは、フローリングを構成する材料のうち、フローリングの表面に美観を表すことを主たる目的として施された加工層及び表面加工の保護を目的として積層された材料並びに裏面に防湿及び不陸緩和を目的として積層した材料以外のもの。
	(5) 木質系セメント板	
	(6) サイディングボードのうち、木材を使用したもの	
	(7) 戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。）	「主たる部材」とは、戸を構成する部材の中で主要なものを指し、パネル本体が該当。
	(8) 木材製品(1)～(7)の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの	椅子の座面、机の天板、棚の棚板などの部材や、コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用紙等の材料となるロール紙など。

2 第一種木材関連事業者が取り組むべき措置について

クリーンウッド法では、合法伐採木材等の流通及び利用を促進するため、木材関連事業者が合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を定めています。

本章では、第一種木材関連事業者が取り組むべき措置について解説します。

2.1 体制の整備

クリーンウッド法では、木材関連事業者が取り組むべき事項の一つとして、合法伐採木材等の利用を確保するための措置に関する責任者の設置や取組方針の策定などの体制の整備をすることが定められています。

責任者の設置は、状況に応じた合法性の確認等を適切に行うため、また、確認の内容を事後的に説明できるようにしておくためにも有効です。

また、合法伐採木材等の利用を進めていくにあたっては、計画的に利用を確保していくことが重要であるという観点から、木材関連事業者が取り組むべき事項について、取組方針を策定することが有効です。具体的には、合法性の確認を行うために収集等すべき情報や、収集等した情報を基にどのように合法性の確認を行うかをあらかじめ整理しておくことで、合法性の確認を効率的に実施することができます。

2.2 リスクの低い取引相手の選定

体制の整備を行った上で、取り扱う合法性確認木材等の割合を増やしていくための次のステップとして、リスクの低い取引相手すなわち違法伐採でない木材等を提供する信頼性が高いと思われる取引相手を選定することが重要です。

リスクの低い取引先を選定するに当たっては、林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ⁷」に掲載されている情報や取引の相手方とのこれまでの取引実績（例えば、これまで信頼性が高い原材料情報を提供し続けてきている等）、相手方が合法性に関する第三者機関による認証、認定、登録等を受けているかどうかといった情報を参考にすることが有効です。

2.3 違法伐採木材を譲受けた場合の措置

木材が違法伐採木材であるかは裁判による判決で確定しますが、調達した木材が違法伐採木材であることが判明した場合は、しかるべき措置をとることが重要です。

違法伐採木材を譲受けてしまった原因を踏まえ、今後の取引における違法伐採木材を譲渡した調達先の見直しや譲受けてしまった違法伐採木材の今後の取扱いの回避をすることなどが考えられます。いずれの場合においても、次回以降、違法伐採木材を譲受けないような措置を検討することが重要です。

⁷ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

なお、合法性確認木材等でない木材と判断した木材を利用した場合に、しかるべき措置について検討することも重要です。

2.4 消費者への合法性に関する情報伝達

第一種木材関連事業者が次の木材関連事業者に木材・木材製品を譲渡す場合のみ、第3章に記載のとおり、合法性に関する情報伝達が義務付けられています。

一方、資源利用において消費者の果たす役割が大きく、消費者から合法伐採木材等が選好されていくことで違法伐採木材が排除されていくことが重要であるため、消費者に対して譲渡す木材・木材製品が合法性確認木材等であるかどうかを伝達することも木材関連事業者として取り組むべき措置です。

2.5 その他有効と考えられる措置

上記 2.1～2.4 以外の措置として、原材料情報の収集等や合法性の確認が適切に行われているか、改善の余地はないかを見直すためには、責任者とは別に、内部に監査担当を設置したり、外部に監査を依頼したりすることが有効であると考えられます。

本手引きではそのような情報や確認項目をチェックリストとして示しています（4、5章）。合法性の確認に慣れた事業者は、チェック項目等を取捨選択してリストを作り替え、自らの事業の性質に適した内容となるよう改善を継続していくことが有効です。

3 木材・木材製品の譲受け等から次の譲渡しまでの流れ

クリーンウッド法においては、国内に木材・木材製品を最初に流通させる第一種木材関連事業を行う際には、木材関連事業者は、①原材料情報を踏まえた合法性の確認、②原材料情報及び合法性の確認に関する記録の作成・保存、③次の木材関連事業者へ譲渡す際の情報伝達をすることが義務とされています。

本章では、木材・木材製品を第一種木材関連事業として譲受けて、販売先に譲渡すまでの全体像について解説します。これらの手順の流れをフローチャートにまとめたものが図2です。特に、①については、リスクベースアプローチの考え方に基づく合法性の確認を行うことが有効であるため、本手引きでは、この考え方を踏まえた「手順1-1：原材料情報の収集等」、合法性の確認の信頼性をより高めるための「手順1-2：その他の情報の収集等」、手順1-1、1-2による情報に基づいた「手順2：合法性の確認」の大きく2段階に分けて解説していきます。

3.1 手順1－1：原材料情報の収集等

クリーンウッド法では、第一種木材関連事業において譲受けた木材・木材製品について、①樹種、②伐採地域、③違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報（以下、「証明情報」という。）を収集する必要があります。手順1－1ではこれらの情報の収集を行います。収集すべき証明書等の例（図3）をチェックリスト1－1の別紙に掲載しています。このチェックリスト1－1を用いて、素材生産販売事業者に証明書等の情報提供の依頼をすることも有効です。

なお、自ら所有する樹木を伐採し加工を行い、原材料情報があらかじめ手元にある場合は、法律では「収集」ではなく「整理」という言葉を使用しています。

3.2 手順1－2：その他の情報の収集等

手順1－2「その他の情報の収集等」は、合法性の確認の信頼性をより高めるために行います。その際に確認できる事項の例をチェックリストの1－2に掲載しています。原材料情報を踏まえて合法性の確認を行うこととなりますが、この原材料情報は内容や提供元の情勢等によっては、真正性を有しないことがあるため、適切な合法性の確認とならないおそれがあります。このため、事業者は原材料情報に加え、相手方との取引実績、我が国又は外国の政府機関等が公表する情報なども潜在的なリスクに応じた収集等を行うことが必要です（後述の5を参照）。

3.3 手順2：合法性の確認

手順2「合法性の確認」では、事業者は手順1－1，1－2で収集等した情報に基づき、合法性の確認をします。その際、確認すべき事項の例をチェックリスト2に掲載しています。その結果、違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いと確認できた木材等については、前述のとおり合法性確認木材等となります。確認出来なかった木材等については、合法性確認木材等でない木材等となります。

なお、合法性の確認は任意の単位で行ってよく、遅くとも次の者へ当該木材・木材製品を譲渡す時までに行ってください。

3.4 手順3：記録の作成・保存

合法性の確認を行った木材・木材製品について、以下の記録を作成し、原則5年間保存することが求められています。

(1) 収集等した原材料情報の内容

⇒手順1－1で収集等した情報に相当します。

(2) 合法性確認木材等であるか否か

⇒手順2の合法性の確認結果が相当します。

(3) 合法性確認の理由

⇒以下のような記録の仕方が考えられますが、手順1－2で収集した情報を用いて合法性の確認を行った場合は、その旨も併せて記録しておくことが重要です。

- ・〇〇という関連情報を用いて判断した
- ・収集した原材料情報が真正であると判断した
- ・収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
- ・原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であること踏まえて判断した

これらの記録は、クリーンウッド法で求められているものではありませんが、自社の合法性の確認手順を見直したり、確認の精度を向上させたりする際にも役立てることができます。また、事業者が適切に合法性の確認を行ったことの根拠となりますので、取引相手等から合法性の確認に関する報告を求められた場合などにも役立つ他、SDGs等の観点から自社の価値を説明する根拠にも活用可能と考えられます。

なお、記録の作成・保存方法については、書面又は電子によるものとされています。

3.5 手順4：譲渡しを行う相手方への情報の伝達

手順3の記録の作成・保存を行った木材・木材製品を、他の木材関連事業者に譲渡しを行う場合、以下の2項目について、その木材・木材製品の譲渡し先等に伝達することが必要です。

(1) 原材料情報に関する情報

⇒原材料情報の収集等の結果に関する情報

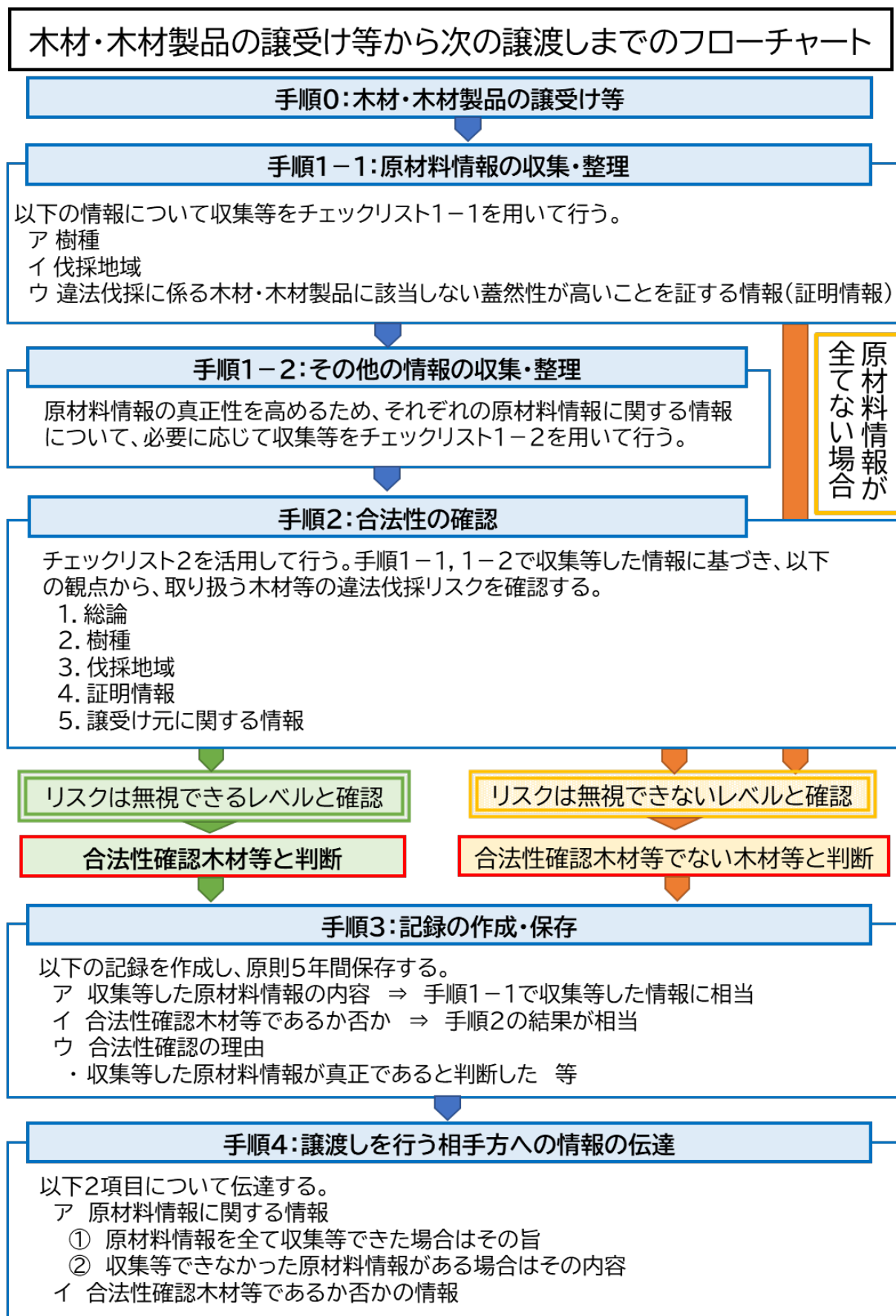
- ① 原材料情報を全て収集等できた場合はその旨
例：全て収集できた／スギ、〇〇県、伐採造林届出書 など
- ② 収集等できなかった原材料情報がある場合はその内容
例：証明書なし／樹種、伐採地域なし など

(2) 合法性確認木材等であるか否かの情報

⇒合法性確認木材等です／合法性確認木材等でない木材等です など

なお、記録の伝達の方法については、書面又は電子によるものとされており、相手が知覚できるものでなければなりません。また、電子ファイルを伝達する場合は、伝達相手が出力により書面を作成できるものである必要があります。

図 2 木材・木材製品の譲受け等から次の譲渡しまでのフローチャート



4 手順1-1：原材料情報の収集等<チェックリスト1-1参照>

手順1-1では、原材料情報である、樹木の樹種、伐採地域、証明情報を収集等しなければなりません。伐採地域や木材・木材製品の種類によっては原材料情報の全てを収集等することができない場合もありますが、収集等できなかったということも手順2の違法伐採リスク評価において活用できる情報となり得ますので、そういった情報を記録しておくことが重要です。

なお、いずれの原材料情報も収集等できなかった場合は、合法性の確認において踏まえるべき情報がないため、手順1-2に移るまでもなく、譲受けた木材・木材製品は合法性確認木材等でない木材等であると判断することが望ましいです。

ア)～ウ)の情報の詳細については、それぞれ以下のとおりです。

ア) 原材料となっている樹木の樹種名

原材料となっている樹木の樹種名とは、通常取引で使用される樹木の名称です。樹種名には、「スギ」、「ダグラスファー」等、生物学的に単一の種の名称もあれば、「メランティ（マレーシア・インドネシア産サラノキ属の多く）」、「ユーカリ（ユーカリ属）」等、単一の属の中の複数の種を指す名称もあります。さらに「SPF（北米産トウヒ属、マツ属、モミ属の総称）」のように、複数の属を含むものの範囲が明確な総称や「その他広葉樹」等、範囲が明確ではない総称が用いられることもあります。入手した樹種名の情報が示す範囲を把握することが重要です。この際、木材表示推進協議会の「木材に表示する樹種名⁸」にまとめられている樹種名を参考にすることも有効です。

ワシントン条約（CITES）や伐採地域の法令等によって、伐採や流通が禁止・制限されている樹種があることや、希少性が高いなどの理由により、違法伐採の対象となりやすい樹種があることに注意が必要です。樹種情報は、調達先からの書類がなくても、納入された木材・木材製品の目視や分析によって直接確認することができる点が大きな特徴です。

一般的には後述のウ)の書類や納品書、契約書のほか、輸入材については通関時の書類（パッキングリストやタリーシート等）にも記載されている場合があります。

イ) 樹木が伐採された地域

原材料となっている樹木の伐採地の情報であり、原材料情報としては、輸入材であれば国レベル、国産材であれば国、都道府県又は市町村のいずれかのレベルでの把握が必要となります。原材料情報としての伐採地域の把握が困難で、「アジア」等の国よ

⁸ <https://fipcl.jp/jusyumei.html>

り広範な地域の把握しかできない場合、この地域に関する情報は原材料情報にはなりません。また、州や郡などの詳細情報が把握できた場合、当該情報は原材料情報には含まれませんが、合法性の確認には活用できる情報となります。輸入材の場合、木材・木材製品の調達先がいる地域と、その原材料となった樹木が伐採された地域が異なる場合があるため注意が必要です。また、譲受けた木材・木材製品の原材料が複数の地域で伐採された木材から構成されている場合、それぞれの伐採地域の情報が必要です。

一般的には、後述のウ) の書類のほか、輸入材については通関時に必要となる書類（丸太及び製材の場合、原産地証明書等）に記載されている場合があります。

ウ) 原材料となっている樹木が違法伐採に係る木材・木材製品に該当しない蓋然性が高いことを証明する情報（証明情報）

原材料となっている樹木に関する証明情報は、別紙（図3）のものが該当します。複数の伐採地域で伐採された樹木が原材料となって製造される木材・木材製品の場合には、それぞれについて、証明情報を収集等します。

各国の公的機関が発行する証明書として、具体的にどのような情報が違法伐採に該当しない蓋然性が高い木材等であることを証明する情報なのか、クリーンウッド・ナビの国別情報のページで情報提供を行っています。また、国際機関等も同様の情報を提供しています⁹。

なお、これらの情報の間には優劣があるものではありませんが、森林認証や林野庁ガイドラインに基づく認定は、事業者に対して発行されている認定証や認定番号ではなく、認定制度に基づく、譲受けた木材・木材製品に対する合法性に関する証明書を入手することが必要です。証明情報の形態としては、証明書や届出書のような形のほか、木材・木材製品の合法性を証明する文言が記載された納品書や契約書である場合があります。また、必ずしも証明情報が入手できるとは限りません。証明情報が不存在である理由（森林法に基づく除伐であるため、伐採造林届出書を提出する必要がないなど）をしっかりと確認するなど、状況に応じて、合法性の確認を行うに十分な情報を得る工夫をすることが大切です。

海外について、具体例を示しているのみですが、伐採地域の公的機関から発行される書類が必ずしも伐採段階の合法性を担保しているわけではないことに注意が必要です。特に、通関時の書類は最も入手しやすいと考えられますが、伐採段階の合法性を証明する書類と紐づけられている国もあれば、そのような制度になっていない（通

⁹ 本手引きの別冊「リスク評価関連情報提供サイトのリスト」に例を記載しています。 <
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/links.html>>

関時の書類が伐採段階の合法性を担保しない) 国もあります。

伐採された地域によっては、1つの書類で伐採段階の合法性を担保できる場合もあれば、複数の情報を揃えることが必要な場合もあります。また、ワシントン条約 (CITES) 附属書に記載されている樹種の場合などでは、伐採地域ではなく樹種によって許可が必要になる場合があります。

こういった情報が原材料情報として扱えるか判断が難しい場合は、事業者自身で制度を確認する、サプライヤーに追加の説明を求めるなどの工夫を行うことが考えられます。

図3 証明情報として活用できる情報の一覧

証明として活用できる情報の一覧（国産材）		（別紙）
民有林	共通	①木材の安定供給の確保に関する特別措置法第4条における認定事業計画
		②森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法における特定間伐等促進計画、認定特定増殖事業計画、認定特定植栽事業計画
		③地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進に関する法律における地域連携保全活動計画
		④森林経営管理法第43条における命令書または公告
		⑤森林法第49条における立入調査の許可書
		⑥森林法第188条における農水大臣または首長の命令書
	普通林	⑦森林法第10条の8第3項及び同法第34条第9号における緊急伐採後の事後届出書
		⑧森林法第10条の8第11項第1号または同法第34条第11項第1号における法令等による許可書等
		⑨森林法第11条第5項における市町村による森林経営計画認定書
		⑩都道府県等による地域材証明制度による木材に対する証明（合法性を要件にしている制度に限る）
		⑪森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）
		⑫木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明（大臣から者の指定を受けたもののみ）
保安林	⑬条例等に基づく伐採に関する許可書や届出書等	
	①森林法第10条の8第11項における伐採造林届出書	
	②市町村による伐採造林届出書に係る適合通知書	
	③森林法第10条の2第11項における林地開発許可書	
	④森林法第10条の15における公益的機能維持増進協定	
国有林	⑤森林法第11条第5項における森林経営計画書	
	①森林法第34条第1項における保安林伐採許可書	
	②森林法第34条の2における択伐及び同法第34条の3における間伐の届出書	
	③森林法第39条の4第1項における特定保安林の伐採に関する地域森林計画	
	④森林法施行規則第80条第1項第5号～第9号における届出書	
	①林産物の売買契約書、請書等	
	②産物販売委託契約書	
	③立木補償に関する契約書、請書等	
	④樹木採取権実施契約書	

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※公有林についても、国有林の①～③に相当するものを活用することが可能

証明として活用できる情報の具体例（輸入材）

原産国	政府機関	許可書	カナダ：丸太輸出許可証
		届出書	フィリピン：公有林産の丸太輸送の際に発行される木材原産地証明書（CTO）
	準ずる機関	許可書	EUDRを批准している国：EUDRにおけるDDステートメント
		届出書	アメリカ：針葉樹原木についての輸出に関する届出書
輸出国	政府機関	許可書	カナダ：州政府による州有林伐採許可証
		届出書	アメリカ：アメリカ広葉樹輸出協会による証明
	準ずる機関	許可書	オランダ：州政府への伐採報告書
		届出書	※我が国における森林法第10条の8に規定する市町村への伐採造林届出書のイメージ
その他	許可書	フィリピン：木材・木材製品の輸出許可証	
	届出書	※輸出国の政府機関への法令に適合して伐採されたことを証する届出	
	届出書	インドネシア：木材合法性認証機関（LVLK）による合法性証明書	
	届出書	※輸出国の州政府等への法令に適合して伐採されたことを証する届出	
		①伐採された樹木の所有権その他権原を有する者であることを証する情報（原産国法令の適用がない場合のみ）	
		②森林認証制度による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者による制度であることが必要）	
		③木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおける団体認証による木材に対する証明（大臣から指定を受けた者であることが必要）	

※書類は該当箇所の写しのみでよい

※政府機関に準ずる機関：州政府等の公的機関、その外郭団体、公的機関による認定団体

※本表に掲載する情報は一例であり、その他条文にあてはまる情報であれば、原材料情報として活用可能

(参考) 森林認証とは

森林認証とは、持続可能な管理がなされている森林に対して、独立した第三者機関が一定の基準に基づいて審査・認証を行い、認証された森林から産出される木材及び木材製品を分別し、認証材として表示管理する仕組みです。認証の基準等はそれぞれの機関によって異なりますが、適正な森林管理に対する FM (Forest Management) 認証と、そこから生産された木材の加工流通段階における適切な管理に対する CoC (Chain of Custody) 認証の二種類の認証によって仕組みが構成されることが一般的です。事業者は経営している森林の一部のみについて FM 認証を取得することができますし、一部の事業所や製品グループに限って CoC 認証を取得することもできます。また CoC 認証を取得した事業者は非認証材を取り扱うこともできます。代表的な森林認証としては FSC や PEFC、SGEC が挙げられます (表 3)。

また、FSC や PEFC では「ミックス製品」というカテゴリーもあります。これは CoC 認証を受けた事業者が、認証林から生産された認証材に、合法性などについての一定の規格に合致して調達された木材 (FSC では「管理木材 (Controlled Wood)」、PEFC では「管理原材料 (Controlled Source)」と呼ばれます。) を混ぜて製造した製品です。

表 2 主な森林認証

FSC (森林管理協議会：Forest Stewardship Council)	<ul style="list-style-type: none">• WWF (世界自然保護基金：World Wide Fund for Nature) を中心に発足した認証の仕組み。• 世界的規模で森林認証を実施。
PEFC (PEFC 森林認証プログラム：Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes)	<ul style="list-style-type: none">• ヨーロッパ 11 カ国の認証組織が連携して発足した認証の仕組み。• PEFC の基準・指標に合致した各国の認証制度と相互承認する仕組みによって、世界的規模で広がっている。• 相互承認している各国の認証制度の例：SGEC (Sustainable Green Ecosystem Council、日本)、SFI (Sustainable Forestry Initiative、北米)、CSA (Canadian Standards Association、カナダ)、MTCC (Malaysian Timber Certification Council、マレーシア)、Responsible Wood (オーストラリア・ニュージーランド)
SGEC (一般社団法人 緑の循環認証会議：Sustainable Green Ecosystem Council)	<ul style="list-style-type: none">• 我が国の林業団体や環境 NGO 等により発足した認証の仕組み。• 我が国の実情に応じた基準等を設定。• PEFC と相互承認している。

(参考) 林野庁ガイドラインに基づく合法性証明とは

林野庁ガイドラインは、正式には、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」といい、解説編 1.3.2 項でも解説したとおり、我が国の違法伐採対策として、平成 18 (2006) 年にグリーン購入法の基本方針が見直され、政府調達において合法性や持続可能性が証明された木材の調達を促進する措置が導入されたことに併せて、木材の合法性や持続可能性の証明の基準として示されたものです。

林野庁ガイドラインでは、合法性等の証明方法として、森林認証等を活用する方法、業界団体の認定を活用する方法、個別企業等の独自の取組による方法が示されています (表 3)。

林野庁ガイドラインでは、上記の何らかの認証や認定を受けた事業者間での取引において、森林所有者等から国等の発注者までの商流上の全ての事業者が、「調達先から受領した証明書等を踏まえて証明書を作成し、次の取引相手に交付する」ことを繰り返していくことを基本としています。伐採の合法性を伝達するという面ではクリーンウッド法と似ていますが、クリーンウッド法は「対象事業者は認証や認定を受けた者に限られない」、「第一種木材関連事業者のみが合法性の確認を行う」という面で林野庁ガイドラインとは異なる取組です。

表 3 林野庁ガイドラインに基づく合法性の証明方法

森林認証制度及び CoC 認証制度を活用した証明方法 ¹⁰	<ul style="list-style-type: none">事業者は、森林認証又は CoC 認証を取得する。伐採事業者等は、認証森林から生産された木材・木材製品であることの証明書を販売先に発行。流通・加工事業者は、認証木材・木材製品を譲渡す際は、CoC 認証取得の証明書を発行するとともに、各認証制度の基準に準じて、製品にラベリング等を実施。
森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法	<ul style="list-style-type: none">森林・林業・木材産業関係団体は、合法性の証明された木材・木材製品を供給するための自主行動規範等を作成。上記団体が、当該規範等に基づき適切な取組を実施している事業者について、申請に基づき認定。認定事業者は、取り扱う木材・木材製品について、合法に伐採されたこと及び、本取組に係る木材・木材製品とそれ以外が分別管理されていること等の証明書を、取引先に発行。
個別企業等の独自の取組による証明方法	<ul style="list-style-type: none">上記 2 つの方法によらず、個別の事業者が独自の取組によって、伐採から納入に至るまでの流通経路等を把握した上で証明を実施。

¹⁰ 森林認証制度及び CoC 認証制度については、p28 「(参考) 森林認証とは」を参照

(参考) その他の認証制度について

その他の認証制度として、認証企業などが一定の基準に基づいた審査を行い、木材・木材製品が、伐採国の法律に適合して伐採されたことを証明する制度があり、OLB、LegalSource (旧 VLO 及び VLC) などが知られています¹¹ (表 4)。森林認証と同様、伐採段階と流通段階で異なった基準が用意されている場合があります。

表 4 主な合法性検証

Origine et Légalité des Bois (OLB) ¹²	<ul style="list-style-type: none">EU 木材規則 (EUTR) のモニタリング機関である検査・認証企業 Bureau Veritas (本拠フランス) 提供。森林事業者認証 (17 事業者が取得、2023 年現在。以下、この表において時点同じ) は主にアフリカの事業者が、CoC 認証 (48 事業者) は欧米の事業者も取得。
LegalSource ¹³	<ul style="list-style-type: none">EUTR のモニタリング機関である非営利団体 Preferred by Nature (本拠デンマーク) 提供。非営利団体 Rainforest Alliance の SmartWood プログラムが提供していた合法産地検証 Verification of Legal Origin (VLO) と法順守検証 Verification of Legal Compliance (VLC) が統合、移管。16 か国 48 事業者が取得。
Timber Legality Verification (TLV) ¹⁴	<ul style="list-style-type: none">EUTR のモニタリング機関である管理・監査・認証企業 Control Union Certifications (本拠オランダ) 提供。米国レイシー法や EU 木材規則に合わせた基準を策定。
Legal Harvest ¹⁵	<ul style="list-style-type: none">森林認証などの第三者認証・監査企業 Scientific Certification Systems (SCS) (本拠米国) 提供。米国レイシー法、EUTR 等の要求事項を遵守していることを証明。インドネシアの 2 社が取得。
Verification of Legal Compliance (VLC) ¹⁶	<ul style="list-style-type: none">UKTR のモニタリング機関であり、英国木材貿易連合 (UK TTF) が監査機関として契約している英国の第三者認証機関 Soil Association 提供。

¹¹ 出典：平成 30 年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち追加的措置の先進事例収集事業報告書 p17

¹² <https://www.bureauveritas.fr/besoin/certification-olb>

¹³ <https://www.preferredbynature.org/certification/preferred-by-nature-certification>

¹⁴ <https://www.controlunion.com/certification-program/tlv-timber-legality-verification/>

¹⁵ <https://ja.scsglobalservices.com/services/timber-legality-verification-legal-harvest>

¹⁶ <https://www.soilassociation.org/certification/forestry/forest-management-fm/is-your-timber-legal/>

木材・木材製品の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日： 年 月 日

取引内容： _____ / 調達先： _____

担当者： _____ / 責任者： _____

チェックリスト1-1 原材料情報として収集等すべき事項

社内管理番号： _____

事項	確認した書類等の情報（該当するものを選択）	自由記載欄
ア 原材料となっている樹木の樹種 樹種名： _____	<input type="checkbox"/> 納品書	
	<input type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等）	
	<input type="checkbox"/> ウの情報の中で、樹種の記載があるもの	
	<input type="checkbox"/> 口頭での伝達	
	<input type="checkbox"/> 目視等により自ら確認	
	<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）：	
	<input type="checkbox"/> 収集等できませんでした	
イ 原材料となっている樹木が伐採された地域 伐採地域名： _____	<input type="checkbox"/> 納品書	
	<input type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類（仕入書（インボイス）等）	
	<input type="checkbox"/> ウの情報の中で、伐採地域の記載があるもの	
	<input type="checkbox"/> 口頭での伝達	
	<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）：	
	<input type="checkbox"/> 収集等できませんでした	
	ウ 原材料となっている樹木が違法伐採に係る木材・木材製品に該当しない蓋然性が高いことを証明する情報（証明情報） ※別紙を参考	<input type="checkbox"/> 国産材における情報（具体的に記載）：
<input type="checkbox"/> 輸入材における情報（具体的に記載）：		
<input type="checkbox"/> 証明書等が発行されない伐採であった（具体的に記載）：		
<input type="checkbox"/> 収集等できませんでした		

- 5 手順1-2：その他の収集等を検討すべき事項<チェックリスト1-2参照>
 合法性の確認を行うに当たっては、原材料情報だけでなく、木材・木材製品の流通

及び利用に関する情報を踏まえて合法性の確認の信頼性を高めることが重要です。

以下にチェックリスト 1－2 に具体的な情報の例を示しますが、これらに限定されるものではありません。

エ) 樹種に関する補足情報

- 自身で樹種を確認した情報

サンプル品を含め、譲受けた木材・木材製品が手元にある場合は、書類等によって樹種を把握できていたとしても、木材・木材製品そのものを調べることにより、樹種情報の信頼性を高めることができます。確認の手法としては、目視によるものだけでなく、組織観察（樹皮等の観察）、DNA 分析、安定同位体分析等の科学的な分析に基づいた手法もあります。木材関連事業者自らが主体的に調べることができることから、精度の高い情報が取得できることが特徴であり、樹種の植生などから伐採地域に関する情報を得ることもできます。

- 伐採地域に分布する樹種であり、当該地域において伐採や取引の禁止対象となる樹種が含まれていないことを確認した情報

調達先から提供された情報による樹種が伐採地域に分布するものでない場合、樹種若しくは伐採地域のいずれか、又は両方が間違っている可能性があります。伐採国に分布する樹種であるかを確認することは、違法伐採リスクの確認を行う上で重要です。

また伐採地域によっては、伐採や流通が禁止されている樹種があります。これらに該当しないことを確認することも、違法伐採リスクの確認を行う上で重要です。

<参照情報>

- 木材図鑑：樹種ごとに自然分布域、植栽されている国が掲載されている場合があります。様々な木材図鑑が市販されています。また Web サイト¹⁷もいくつか公開されています。
- 木材に表示する樹種名（木材表示推進協議会）¹⁸
- クリーンウッド・ナビの国別情報
- リスク評価関連情報提供サイト¹⁹：特に IUCN レッドリスト²⁰には樹種ごと

¹⁷ 例：日本木材情報センター<<https://www.jawic.or.jp/woods/sch.php>>

¹⁸ <https://fipcl.jp/jusyumei.html>

¹⁹ クリーンウッド・ナビに活用できる主なサイトを掲載しています。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/links.html>

²⁰ <https://www.iucnredlist.org/ja>

に自然分布域、植栽されている国が掲載されています。

オ) 伐採地域に関する補足情報

- 伐採箇所について確認した情報

伐採箇所の衛星データの確認や伐採地域への現地調査により、実際の伐採地の状況（伐採跡地や植生等）を確認することで、伐採地域に関する情報の信頼性を高めることができます。また、現地調査を行う場合は伐採地の調査だけでなく、素材生産事業者に関するヒアリング等を併せて実施することで、より合法性の確認の信頼性を高めることも有効と考えられます。

樹種と同様に、DNA 分析や安定同位体分析等の科学的な分析に基づく情報も、伐採地域に関する情報の信頼性を高めるために活用できます。

カ) 証明情報に関する補足情報

- 情報の真正性について確認した情報

原材料情報として、該当する届出書や証明書等の書類を収集した場合、例えば届出先又は発行元である、これらに記載されている政府機関や地方自治体に対し、実際に届出が行われた又は当該政府機関等が発行した書類であるかどうか確認をとることで、当該書類の信頼性を高めることができます。

また、当該伐採地域において、汚職や腐敗が行われている可能性が高い等、法制度が適切に機能しているか懸念がある場合や、違法伐採対策に関する法令が整備されていない場合などでは、輸入する木材・木材製品に関するウ) の書類が合法性の確認に十分なものであるか、より慎重な判断が求められます。

<参照情報>

- クリーンウッド・ナビの国別情報
- リスク評価関連情報提供サイト

キ) 調達先に関する情報

合法性の確認の信頼性を高めるためには、上記の原材料情報に関する補足情報を収集・確認することに加えて、調達先に関する情報を収集・確認することも有効です。

- 調達先と「合法的に伐採された木材・木材製品を供給する」旨の契約を交わしている

契約によって調達先は一定の制限を課されることから、納入する木材・木材製品について、合法性に関する条件が付与されているか否かという情報は、調達先の評価に活用できます。

- 取引実績、木材・木材製品の合法性に関し、これまで問題になったことはないか
調達先との取引実績や、その中で調達先が木材・木材製品の合法性に関し問題
になったことがなかったか等の情報は、調達先の評価に活用できます。
- 調達先が合法性に関する第三者機関による認証、認定、登録等を受けているか
ウ) で述べたように、事業者に対する認定証等は原材料情報ではありません
が、調達先は第三者機関から合法性に関するお墨付きを与えられていること
あり、調達先の評価に役立てることが出来ます。
 - <参照情報>
 - 認証機関等のホームページ
 - 調達先のホームページ
- 調達先の合法性に関する自己宣言や取組についての報告等
 - <参照情報>
 - 調達先のホームページ
 - 輸入材：リスク評価関連情報提供サイト
- 調達先が過去に問題を起こしたことはないか等の確認
 - 調達先が信用に足るか等を判断するために、調達先周辺の第三者への問合せ
やヒアリングにより、過去に問題を起こしたことはないか等を確認します。
- 森林所有者又は樹木の伐採を行った事業者までのサプライチェーンの情報
 - 森林所有者又は樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係につい
ての情報は、ウ) の情報が譲受けた木材等と対応するものかの確認に活用でき、
違法伐採リスクの確認に役立ちます。

木材・木材製品の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日： 年 月 日

取引内容： _____ / 調達先： _____

担当者： _____ / 責任者： _____

チェックリスト1-2 その他の収集等を検討すべき事項

社内管理番号： _____

事項		収集・整理した情報（該当するものを選択）	自由記載欄
エ	樹種に関する補足情報	<input type="checkbox"/> 木材の目視、組織観察、DNA分析、安定同位体分析等を行い、信頼性を高めました	
		<input type="checkbox"/> 国が提供する情報等により、記載された地域に分布する樹種であることや、伐採地域で伐採や取引の禁止対象となる樹種が含まれていないことを確認しました	
		<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）：	
オ	伐採地域に関する補足情報	<input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認し、信頼性を高めました	
		<input type="checkbox"/> 現地調査を行い、信頼性を高めました	
		<input type="checkbox"/> DNA分析、安定同位体分析等を行い、信頼性を高めました	
		<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）：	
カ	証明情報に関する補足情報	<input type="checkbox"/> 証明書等の届出先や発行元に実際に届出されたか、許可書を発行した書類であるかどうか等を照会しました	
		<input type="checkbox"/> 証明書等の届出先等は汚職の可能性が低く、違法伐採対策に関する法令が整備されていることを確認しました	
		<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）：	
キ	調達先に関する情報	<input type="checkbox"/> 「合法的に伐採された木材・木材製品を供給する」旨の契約等を結んでいます	
		<input type="checkbox"/> 取引実績があり、木材・木材製品の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	
		<input type="checkbox"/> 合法性に関する第三者機関による認証（森林認証等）、認定（合法木材供給事業者認定等）等を受けています	
		<input type="checkbox"/> 木材・木材製品の合法性に関する行動規範や、取組等について公表しています	
		<input type="checkbox"/> 関係者へ問合せを行い、過去に問題を起こしたことはないか等を確認しました	
		<input type="checkbox"/> 譲受けた木材・木材製品について、森林所有者や樹木の伐採をした事業者までのサプライチェーンを把握しています	
		<input type="checkbox"/> その他（具体的に記載）：	

6 手順2：合法性の確認<チェックリスト2参照>

6.1 情報の確認

手順1-1、1-2における書類の収集の結果についてチェックリスト1-1、1-2を用いて確認した後、違法伐採リスクの確認をチェックリスト2で行います。

6.2 違法伐採リスクの評価

収集した書類等の内容をチェックリスト2に当てはめ、譲受けた木材・木材製品の違法伐採リスクについての確認を行います。具体的には下記の考え方や留意事項を踏まえ、「確認内容」の各項目に該当するかを判断し、該当する場合はチェック欄にチェックします。なお、チェック欄は「低リスク評価寄与度」が3段階に分かれています。低リスク評価寄与度が高い項目にチェックできれば、点線で囲まれた寄与度が更に低い項目の確認を省略することも可能と考えられます。

各項目に「自由記載欄」を設けています。この欄に、チェックを行った根拠や、参照した情報(クリーンウッド・ナビの国別情報やリスク評価関連情報提供サイト等)、特記事項等を具体的に記載することにより、次回以降の合法性の確認に役立てることができます。また、事業者において、木材・木材製品に関する情報や参照情報が別途整理されている場合は「自由記載欄」に情報を記載するのではなく、チェックリストと木材・木材製品に関する情報が紐付くように管理することも有効と考えられます。

以下にチェックリスト2の各項目の考え方や、参照できる情報に関する留意事項(以下、行頭「■」で列記。)などを記載します。

1 総論
<p>(1) 収集等した全ての書類は、期限は有効、発行日は適当なものです</p> <p>収集等した情報が書類の場合、その期限が有効か及び発行日は適当かについて確認を行います。違法伐採由来の木材に対して、有効期限が切れた書類のコピーが使いまわされる事例が散見されるため、書類の有効期限や発行日を確認することが重要です。</p> <p>■ 保管期間が長期にわたる木材・木材製品もあることから、発行日が古いことのみをもって、違法伐採リスクが高いとは言えませんが、調達先への聞き取りや棚卸記録などの確認によって適当であるかを確認することが有効です。</p> <p>(2) 木材・木材製品の全量についての原材料情報(樹種、伐採地域、証明情報)を把握できています。</p> <p>手順1-1、1-2で収集した情報により、調達する木材・木材製品の全</p>

量についての情報が得られる場合、違法伐採リスクが低いと考えられます。

- 情報が全量を証明するものなのか、一部のみを証明するものなのか、確認することが重要です。

(3) 木材・木材製品は、単一の樹種で構成されているものです。

単一の樹種から成る木材・木材製品はサプライチェーンが比較的単純であると考えられることから、違法伐採リスクが相対的に低い可能性があります。

- 複数の部材や材料を組み合わせた製品の場合、収集した書類や情報はその一部についてのみの可能性があるため、注意が必要です。
- 1種類の部材や材料からなる製品であっても、複数の伐採地域や樹種の木材・木材製品で構成されている場合があることに注意が必要です。

(4) 木材・木材製品の一部についての原材料情報（樹種、伐採地域、証明情報）を把握できています。

樹種、伐採地域、証明情報の根拠が原材料の一部しか把握できない場合は全部把握できる場合と比べてリスクが高いと考えられますが、リスクの高さは、不明な量が譲受けた量全体の中に占める割合によっても変わってくるものと考えられます。

- 複数の部材や材料を組み合わせた製品の場合、その一部の部材についてのみの書類である場合があります。また、製材やチップ等の加工度の低い木材でも、複数のコンセッションで伐採された樹木を原材料として調達しているにも関わらず、一部の情報しか提供されていない場合があります。
- 提供された情報による数量より譲受けた木材・木材製品の量が下回る場合においても、全ての木材・木材製品についての証明となっていない場合があります。ことに注意が必要です。

2 原材料となっている樹木の樹種

(1) 木材・木材製品の原材料の樹木について、樹種名を把握しています

クリーンウッド法で求められている樹種名は、通常取引で使用されている樹種名ですが、特に生物学的な種や属までが把握できる場合、違法伐採リスクが低いと評価することが可能と考えられます。一方、「その他広葉樹」などの樹種名は多様な種を含み、通常取引で使用されていたとしても、樹

種による違法伐採リスクの評価が困難な場合があります。

- 「スギ」、「ダグラスファー」などは生物学的に単一の樹種名です。「メランティ（マレーシア・インドネシア産サラノキ属の多く）」、「ユーカリ（ユーカリ属）」、「アカシア（アカシア属）」等は単一の属の中の複数の種を指す樹種名です。

- (2) 譲受けた木材・木材製品の樹種名は、範囲が明確な総称（SPF など）です。通常の取引で使用されている樹種名のうち、「SPF（北米産トウヒ属、マツ属、モミ属の総称）」などのように、生物学的には複数の属を含みますが、範囲が明確なものもあります。また「その他広葉樹」のように幅広い樹種が該当し得る総称であっても、伐採地域が特定されている、ある程度のサプライチェーンの把握ができていたといった調達先から範囲を明確にする情報が得られる状況により、生物学的な樹種名が限定的に推測される場合は、樹種名を把握していると判断しても差し支えありません。これらの情報は違法伐採リスクの評価を行う上でプラスの情報とすることが可能と考えられます。

- ハードウッド等、樹種ではなく商品名のみしか明らかでない場合があることに注意が必要です。

- (3) 木材・木材製品の樹種は、記載された伐採地域に分布するものであり、かつ、その地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません

調達先から提供された情報での樹種が伐採地域に分布するものでない場合、樹種若しくは伐採地域のいずれか、あるいは両方が間違っている可能性があります。伐採地域に分布する樹種であるかを確認することは、違法伐採リスクの確認を行う上で重要です。

また伐採地域によっては、伐採や流通が禁止されている樹種があります。これらに該当しないことを確認することは、違法伐採リスクの確認を行う上で重要です。

- 樹種によっては伐採や取引に許可制などの規制がある場合もあります。この場合には、許可書等の必要な手続きが行われていることを示す情報を確認することが重要です。

- (4) 植林木／人工林由来の木材のみが原材料として使われています。

チークやマホガニーなど、同一樹種であっても、植林木や人工林由来の木材は天然林由来の木材よりも違法伐採とならない場合もあることから、これらの情報を確認し違法伐採リスクの確認に用いることも可能と考えられます。

(5) 伐採地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません。

伐採地域において、高価で希少性が高い樹種等、特定の樹種に対して選択的に違法伐採が行われている場合があります。このような場合には、調達した木材・木材製品の原材料となっている樹木の樹種名について特定できなくても、伐採地域で違法伐採が行われている樹種を特定し、譲受けた木材・木材製品の原材料には含まれていないことを確認できれば、違法伐採リスクが低いと確認することも可能です。

3 樹木が伐採された地域

(1) 木材・木材製品の原材料の樹木について、伐採地域を把握しています

クリーンウッド法において求められる伐採地域は、国単位での情報となりますが、より詳細な単位（都道府県や州など）で把握することができる場合は、より違法伐採リスクが低いと確認することが可能です。

(2) 伐採地域に関し、国よりも広範な地域（アジアなど）は把握しています

(1) のとおり、伐採地域として国より広範な地域で把握することは、原材料情報とはなりません。補足の情報として違法伐採リスクの確認に活用することができます。

(3) 現地で伐採跡地を調査することにより、真正性を確認しました

伐採跡地などの現地を実際に確認・調査することは収集できた伐採地域の情報の真正性の確認に大きく寄与し、違法伐採リスクに大きく影響するものと考えられます。

(4) 伐採地の衛星データ等を確認し、真正性を確認しました

(3) による確認は、特に海外での調査はコストがかかるものであることから、衛星データ等により現地を確認した結果も違法伐採リスクの確認に有効なものと考えられます。

■ 確認をする衛星データ等は、いつ時点の情報であるか注意しましょう。

4 原材料となっている樹木が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報

(1) 当該情報を収集等することができ、届出先等へ確認しました

クリーンウッド法では、証明情報として P.25～27 に記載している情報を収集等することとされていますが、収集等した証明情報の真正性が確保されていることが重要です。このためには、チェックリスト 1-2、特にカ)に示されている情報を踏まえて、証明情報の真正性を高めていくことができれば、違法伐採リスクが低いものと確認することが可能です。

(2) 当該情報を収集等することができました

(1) のとおり、証明情報は真正性があることが重要ですが、汚職・腐敗が行われている可能性が低い地域由来の樹木であるといったことや、自ら整理した情報である等、潜在的なリスクが低い場合等は、証明情報を収集等できたことをもって、証明情報に関する違法伐採リスクは低いものと評価することも可能です。

(3) 譲受けた木材・木材製品について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています

直接の調達先から森林所有者又は樹木の伐採を行った事業者までの取引関係が明確であれば、流通経路をたどることができるという点で、違法伐採リスクの確認に用いることができます。公的機関からの証明情報や、第三者機関等に基づく証明情報がない木材・木材製品、また公的機関からの証明情報があってもリスクが高い伐採地域や樹種からの木材・木材製品の違法伐採リスクの確認にも有益です。

(4) 伐採地域は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています

汚職・腐敗が行われている可能性が高い場合、証明情報が事業者によって偽造されることや必要な審査等を経ずに発行される可能性もあることから、伐採された地域の情勢や法令の執行情報を違法伐採リスクの確認に活用することができます。

■ 我が国については、トランスペアレンシー・インターナショナルが公開

している 2023 年の腐敗認識指数（C P I）は 73 であり、腐敗は少ないと評価されており、違法伐採対策に関する法律として、クリーンウッド法が施行されています。

(5) 伐採地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません

伐採地域において汚職・腐敗が深刻だったとしても、森林・林業・木材産業とは特に関連がない場合も考えられます。伐採地域における違法伐採や違法行為等の報道の確認を行い、そのようなケースが稀であることを確認できれば、違法伐採リスクは低いと確認することが可能と考えられます。

(6) 伐採された樹木は法令による規定が適用されない樹木であることを確認しました（除伐等の手続不要な伐採など）

前述のとおり、森林法に規定する地域森林計画の区域外の森林の伐採等、伐採に関する法令や制度がそもそも存在しない場合や森林法に基づく除伐等の法令や制度上、証明情報が不存在となる場合があります。このような伐採は、森林法の趣旨を達成するためには制限等不要で伐採をしてもよいとされているものであるため、そういった伐採であることが、補足情報なども含めて確認できたときは、違法伐採リスクは低いと評価することが可能と考えられます。

5 調達先に関する情報

(1) 調達先と「合法的に伐採された木材・木材製品を供給する」旨の契約等を結んでいます

調達先と「合法的に伐採された木材・木材製品を供給する」旨を契約等に盛り込んでいる場合、調達先の信頼性をある程度担保するものであることから、違法伐採リスクは低いと確認することが考えられます。

(2) 調達先とは取引実績があり、木材・木材製品の合法性に関し、これまで問題になったことはありません

調達先との取引実績や問題の有無は、調達先の信頼性に関するものであり、違法伐採リスクの確認に用いることができます。

(3) 調達先は、森林認証（FSC や PEFC）等の第三者機関による認証等を受け

た事業者です。

調達先の事業者が、森林認証や林野庁ガイドラインに基づく合法木材事業者認定など、木材の合法性に関する認証や認定を受けている場合、第三者からの信頼性の担保という点で、違法伐採リスクの確認に用いることができます。

■ 木材・木材製品の品質など、合法性とは関係がない認証や認定はこの項目に該当しないことに留意が必要です。

(4) 調達先の事業者は、木材・木材製品の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています。

調達先の事業者が、木材・木材製品の合法性に関する自己宣言や、独自に構築した環境マネジメントシステムや監査委員会による合法性確認の取り組みを行い、自社のホームページ等で公表している場合があります。このような調達先の取組状況を違法伐採リスクの評価に用いることができます。

6.3 合法性確認木材等であるかの判断

チェックリスト2の各項目のチェック結果に基づき、総合的なリスク評価とそれに基づく合法性確認木材等であるかの判断を行います。どの程度又はどの項目にチェックが付けば違法伐採リスクが無視できるレベルと評価し、合法性確認木材等であると判断するかは、チェックリスト2の低リスク評価寄与度を参考として事業者自身が判断します。

例えば、調達した木材・木材製品の原材料となっている樹木が証明情報を取得できなくても(4)、樹種や伐採地域(2、3)から違法伐採リスクが低いと評価することは可能と考えられます。反対に、証明情報を取得できても(4)、その国で汚職や腐敗が行われている可能性が高く(4(4))、違法伐採も知られている(4(5))場合には、取引先との合法的に伐採された木材に関する契約(5(1))などと合わせなければ、違法伐採リスクが低いと評価することは難しいと考えられます。いずれの場合においても、収集等した情報を確認し、合法性の確認に至った経緯を説明できるようにすることが重要です。

なお、前述のとおり、原材料情報のいずれも収集等できない場合は、補足情報を確認するまでもなく、合法性確認木材等でない木材等であると判断することが望ましいです。

チェックリスト2 木材・木材製品の違法伐採リスクの確認に係る確認事項

社内管理番号:

「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認できれば、下位の項目の確認は省略可能です。

No.	低リスク評価寄与度			確認内容	チェックリスト1-1, 1-2の事項	自由記載欄
	大	中	小			
1 総論						
(1)	<input type="checkbox"/>			収集等した全ての書類は、期限は有効、発行日は適当なものです	ウ、カ	
(2)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の全量についての原材料情報(樹種、伐採地域、証明書)を把握できています	ア、イ、ウ	
(3)		<input type="checkbox"/>		木材・木材製品は、単一の樹種で構成されているものです	ア、エ	
(4)			<input type="checkbox"/>	木材・木材製品の一部についての原材料情報(樹種、伐採地域、証明書)を把握できています	ア、イ、ウ	
2 樹種						
(1)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	ア、エ	
(2)		<input type="checkbox"/>		木材・木材製品の樹種に関し、範囲が明確な総称(SPFなど)を把握しています	ア、エ	
(3)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の樹種は、記載された伐採地域に分布するものであり、かつ、その地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	エ	
(4)		<input type="checkbox"/>		植林木/人工林由来の樹木のみが原材料として使われています	ア	
(5)			<input type="checkbox"/>	伐採地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ	
3 伐採地域						
(1)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の原材料の樹木について、伐採地域を把握しています	イ、オ	
(2)		<input type="checkbox"/>		伐採地域に関し、国よりも広範な地域(アジアなど)は把握しています	イ、オ	
(3)	<input type="checkbox"/>			現地で伐採跡地を調査することにより、真正性を確認しました	オ	
(4)		<input type="checkbox"/>		伐採地の衛星データ等を確認し、真正性を確認しました	オ	
4 証明情報						
(1)	<input type="checkbox"/>			当該情報を収集等することができ、補足情報を用いて真正性を確認しました	ウ、カ	
(2)		<input type="checkbox"/>		当該情報を収集等することができました	ウ	
(3)			<input type="checkbox"/>	譲受けた木材・木材製品について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ	
(4)	<input type="checkbox"/>			伐採地域は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	カ	
(5)		<input type="checkbox"/>		伐採地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	カ	
(6)	<input type="checkbox"/>			伐採された樹木は法令による規定が適用されない樹木であることを確認しました(除伐等の手続不要な伐採など)	ウ、カ	
5 調達先に関する情報						
(1)	<input type="checkbox"/>			調達先と「合法的に伐採された木材・木材製品を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ	
(2)		<input type="checkbox"/>		調達先とは取引実績があり、木材・木材製品の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ	
(3)		<input type="checkbox"/>		調達先は、森林認証(FSCやPEFC)等の第三者機関による認証等を受けた事業者です	キ	
(4)			<input type="checkbox"/>	調達先の事業者は、木材・木材製品の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ	
上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと確認し、合法性確認木材等であるかどうかを判断						
	<input type="checkbox"/>			違法伐採リスクは無視できるレベルと確認し、合法性確認木材等であると判断しました		
	<input type="checkbox"/>			違法伐採リスクは無視できないレベルと確認し、合法性確認木材等でない木材だと判断しました		